市住ニュース さっぽろ

■発 行／一般財団法人
札幌市住宅管理公社
■住 所／〒060 - 0001
札幌市中央区北1条西2丁目9
オーク札幌ビル
■電 話／211-3381
■F A X／221-4438
■U R L／http://www.s-j-k.or.jp/
［年 6 回隔月発行・無料配布］

第204号
平成25年5月号

INDEX

収入申告書のご提出をお願いいたします!
家賃等の払い忘れにはご注意を!
新たな家賃減免制度・駐車場使用料減免制度について
平成25年度事業計画
札幌市住宅管理公社
住まいの情報発信事業
一般財団法人移行のご報告
新任管理人
編集から大募集

家賃・駐車場使用料金は便利な口座振替をご利用ください。
口座振替の申込用紙は、各集会所・住宅管理公社でお受け取りください。

（一財）札幌市住宅管理公社のホームページアドレスです！ **http://www.s-j-k.or.jp/**

収入申告書のご提出をお願いいたします！

来年4月からの家賃を決定するために、5月末よりみなさまのお宅へ収入申告書を送付いたしますので、6月30日（日）までに、ご提出くださいますようお願いいたします。

収入申告書は、同封している説明書で記載事項や添付書類をご確認のうえ、郵送していただくか、集会所へご提出くださいますようお願いいたします。

なお、収入申告書をご提出されませんと収入に基づく家賃を決定できないため、来年4月からの家賃は、近傍同種家賃（民間アパートと同程度の家賃）となってしまい、現状の3～4倍に相当する家賃額を納入していただくことになります。

※収入申告が必要な方は、今年の6月1日現在、市営住宅にお住いの方です。それ以降に入居された方は必要ありません。

お問い合せ先　各団地の集会所管理人、又は 住宅管理公社 家賃係　☎211-2355

家賃等の払い忘れにはご注意を！

市営住宅使用料（家賃）及び市営住宅駐車場使用料（以下「使用料」といいます。）を納入期限までに納められない場合には、条例に定める割合に応じた**延滞金(※)を加算して納入していただくことになりますので、納め忘れや口座振替ご利用の方は残高不足**にご注意ください。

延滞金が加算されている方で、使用料のみを納入された場合には、後日、札幌市から延滞金の納付書が届きますので、納入指定期限日までにお近くの金融機関等でお支払いください。

※札幌市債権管理条例第8条第2項で定める割合により請求されます。

延滞金計算例：家賃月額が2万円で、納入期限から約140日後に納入した場合、1,000円の延滞金が請求されることになります。

お問い合せ先　札幌市役所住宅課　☎211-2806（直通）

新たな家賃減免制度・駐車場使用料減免制度について

「市住ニュース1月号号外・3月号」でお知らせしたとおり、家賃減免制度の計算方法や基準が変更となりました。また、これに伴い駐車場使用料減免制度も見直しされました。

家　賃　減　免　制　度

1　家賃減免制度とは

失業等や低収入世帯の家賃を一時的に軽減する制度です。減免する期間は、理由や状況で1か月～12か月と異なります。

2　申請方法

「家賃減免申請書」に記入し、申請理由を証する書類を添付して提出してください。(申請書は集会所及び住宅管理公社にあります。)

(1)申請期限

減免を申請する月の末日までに申請してください。過去の月にさかのぼって申請できませんのでご注意ください。

(2)提出先

必要書類を集会所または住宅管理公社にご持参ください。

(必要書類)

「家賃減免申請書」

「証明書類」

・世帯員の収入に関する書類

・世帯員の控除に関する書類

※証明書類は、「家賃減免申請書」の裏面を参考にご用意ください。

※現状や理由に応じて、住宅管理公社家賃係から証明書類を追加でお知らせする場合があります。

(3)結果の通知

審査結果については「家賃減免決定通知書」又は「家賃減免非該当通知書」を郵送します。減免の期間が「家賃減免決定通知書」に記載されますので、減免期間満了後については新たに申請が必要になります。

3　減額の基準

減額は減免月収74,000円以下の世帯が対象です。

※「収入申告」とは異なる収入及び計算式を用います。

減免月収	減免率
0円　～　28,000円	60%
28,001円　～　43,000円	40%
43,001円　～　58,000円	20%
58,001円　～　74,000円	10%

◆　減免月収は次の手順で求めます。

(1)世帯員の年収を把握します。

①　養育費、児童手当等は算入しません。

②　①を除き、課税収入の他、非課税収入も含めて計算します。

③　前年から現在までの収入を確認します。1年に満たない収入は、月平均を算定し年収化します。

(2)個人別に、年収を所得金額に直します。(個人所得を求めます。)

①　4月1日現在64歳以下の方

【表1】で計算します。ただし、事業所

②　4月1日現在65歳以上の方

年金収入は【表2】、その他の収入は、収入から経費を控除し計算します

【表1】

年収(円)	
～650,999	
～1,618,999	=
～1,619,999	
～1,621,999	
～1,623,999	
～1,627,999	
～1,799,999	=
～3,599,999	= 整理し
～6,599,999	= 整理し

整理した年収※は、次の方法で求めます

捨て後4,000を掛ける。

【表2】

年収(円)	
～1,200,000	
～3,299,999	=
～4,099,999	= 年

(3)控除を計算します。なお、年齢は4月1

同居者または別居扶養者一人につき38
以下のすべてに該当する場合、一人につ ①　70歳以上で個人所得38万円以 ②　名義人又は同居者から扶養される
以下のすべてに該当する場合、一人につ ①　16歳以上23歳未満で個人所得 ②　名義人又は同居者から扶養される 除く)
「特障」一人につき40万円、「普障」一人 ①　身体障害者手帳で障害の程度が 度がその他の方は「普障」 ②　精神障害者保健福祉手帳で障害 の他の方は「普障」 ③　療育手帳で障害の程度が重度(A 他の方は「普障」 ④　税法上の特別障害者に該当する 当する方は「普障」
該当者の個人所得の範囲内で27万円以 配偶者と死別もしくは離婚した後、婚 下の子を扶養する方 ※女性については、死別は子がいな 以下の方を扶養も可
以下に該当する直近1年分の費用(世帯 た金額です。 ①　平成25年3月まで支出した入院 ②　平成25年4月以降支出した入院 ①は旧制度の取扱いのため、平成25年

所得は、収入から経費を控除し計算します。

は【表1】で計算します。ただし、事業所得

。

所得の計算式
= 0
= 年収 − 650,000 円
= 969,000 円
= 970,000 円
= 972,000 円
= 974,000 円
= 整理した年収※ × 0.6
た年収※ × 0.7 − 180,000円
た年収※ × 0.8 − 540,000円

。年収を4,000で割り、小数点以下を切り

所得の計算式
= 0
年収 − 1,200,000 円
収 × 0.75 − 375,000 円

日現在を基準とします。

万円
き10万円 下の方 る方
き20万円 38万円以下の方 る方（配偶者、婚約者及び内縁関係の方を
こつき27万円 1級または2級の方は「特障」、障害の程 等級が1級の方は「特障」、障害等級がそ 判定）の方は「特障」、障害の程度がその 方は「特障」、その他税法上で障害者に該
内 婚していない方で、個人所得38万円以 ても可または離婚は個人所得38万円
分）から高額療養費等の還付を差し引い ・通院費等に係る費用 に係る保険内の費用 度中で段階的に終了します。

(4)減免月収を算出します。

〔　(2)－(3)　〕　÷　12　＝　減免月収

4　免除の基準

免除はいずれかに該当する世帯が対象です。

(1)失業、病気、その他やむを得ない事情により、世帯が無収入である場合
(総収入＝0)

(2)入院費※を(過去1年分)を控除すれば(1)と同程度の状況となる場合
(総収入≦入院費※)
※平成25年3月まで支出した通院費等は算入します。

(3)災害により回復しがたい損害を受け、そのための支出を控除すれば(1)と同程度の状況となる場合(総収入≦災害による損失額)

(4)生活保護を受けているが、長期入院などの理由で住宅扶助費を受けられない場合

5　負担額

家賃が減免された場合の負担額は、次のとおりとなります。

(減額の場合)

家賃　×　(　100%　−　減免率　)＝　負担額※

※4,200円を下回ったときには、最低負担額4,200円をご負担いただきます。

※平成25年3月31日以前から入居している世帯には、平成25年4月～平成28年3月の間は、激変緩和措置が適用されて負担額が軽減される場合があります。

(免除の場合)

家賃の負担は全額免除されます。

駐車場使用料減免制度

1　駐車場使用料減免制度とは

身体の下肢または体幹機能に障がいのある方の負担を軽減する制度です。

2　駐車場使用料の減免基準

以下のすべてに該当する世帯が対象です。なお、世帯で1台に限ります。

(1)身体障害者手帳の下肢または体幹機能の1級～4級に該当する方が、駐車場を使用する場合(同居の身障者を通勤、週1回・月4回以上の通学または通院で送迎する場合も可)。

(2)家賃減免制度における、減免率60%または免除が適用される場合。

3　申請方法

「駐車場使用料減免申請書」に記入し、身体障害者手帳の氏名・等級・障害名のコピーを添え申請してください。同時に家賃減免申請も行ってください。

※追加で書類をお知らせする場合があります。

平成25年度事業計画

（予算額は2,013,745千円、前年比5.6%減です。）

4月より、平成25年度の公社事業が始まりました。今月号ではその事業の予算概要をご紹介します。

一般財団法人札幌市住宅管理公社の事業は、札幌市からの受託事業と、公社の自主事業に分かれており、その執行に当っては、事務や修繕の効率化及び迅速化、入居者サービスの向上等を基本方針としております。

収　入

単位：千円

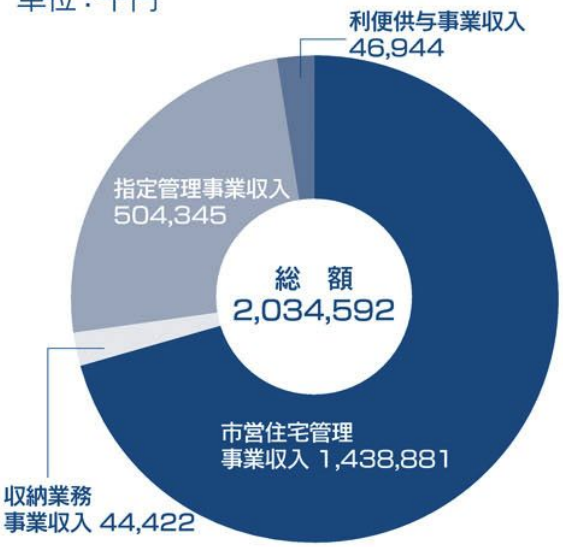

支　出

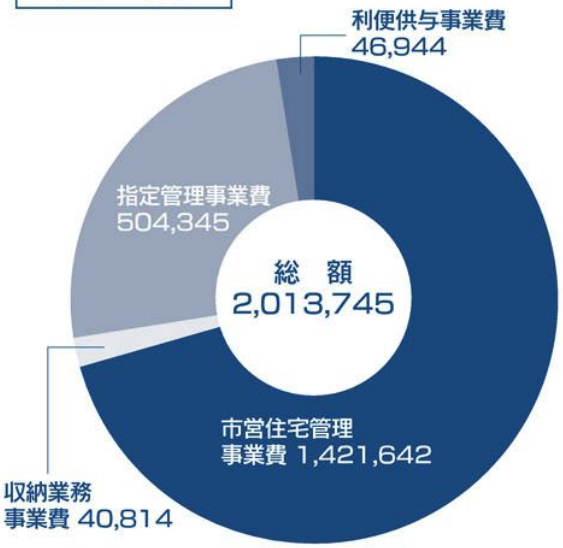

札幌市住宅管理公社 住まいの情報発信事業

「前田公園ふれあい寄席」を開催します。入場料は無料となっておりますので、ご来場をお待ちしております。

パンフレットについては管理公社ホームページ（http://www.s-j-k.or.jp/）をご覧ください。

日　時　5月25日（土）　午後2時開演（午後1時開場）

会　場　前田中央会館　（住所）札幌市手稲区前田8条11丁目1－23

出演者　落語家　桂　枝光

お問い合せ先　札幌市住宅管理公社　☎211-2355

一般財団法人移行のご報告

札幌市住宅管理公社は本年4月より、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第50号）に基づき「財団法人」から「一般財団法人」へ移行いたしました。これからも札幌市民のみなさまの住生活環境の向上と、市有施設の適切な保全に努めていきます。今後ともよろしくお願いいたします。

4月1日より、下記集会所へ新任管理人が着任しました。詳細につきましては、7月号でご紹介します。

1.『光星監視室：朝日義一、あさひよしかず』
2.『北32条会館：岸隆雄、きしたかお』
3.『西岡集会所：鎌田士朗、かまだしろう』
4.『下野幌北集会所：小川幹雄、おがわみきお』
5.『もみじ台北第2集会所：渡部泰久、わたべやすひさ』
6.『美しが丘集会室：廣部甲子郎、ひろべこうしろう』
7.『中ノ沢集会所：冨澤博昭、とみさわひろあき』

編集から大募集

お便り絵日記なんでも大歓迎

編集では、団地内の楽しい話題、趣味や生きがいつくりに活躍しているお年寄りのことなど、市住ニュースを通じて地域の話題をご紹介したいと考えています。みなさんからの情報をお待ちしています。

みなさんの団地の愛好会やクラブ等の活躍をお知らせください！